

同時発表：関東運輸局

令和5年3月10日  
自動車局旅客課

## 京王バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年12月2日付で京王バス株式会社より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年12月2日付で申請のあった、京王バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、本年2月28日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

## ○運賃改定の概要について

1. 申請事業者：京王バス株式会社（東京都多摩市関戸1丁目9番地1）  
代表取締役社長 宮坂 周治

## 2. 申請対象路線

東京都内（京浜地区及び稲城市の一部）一般乗合バス全路線

ただし、新宿区WEバス、渋谷ハチ公バス、杉並区すぎ丸、三鷹市みたかシティバスを除く。

## 3. 新運賃の内容

	（現 行）	（認 可）
普通旅客運賃 （大人）	現金・I C 210円	現金・I C 240円

※小児運賃は大人運賃の半額

## 4. 改定率

14.29%

## 5. 実施予定日

令和5年3月25日

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本  
TEL:03-5253-8111(内線41204,41233)  
TEL:03-5253-8568(直通)